

ドーピング まめちしき!

嶋元医院 院長 嶋元 徹

ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

Vol.14

アンチドーピングの最新の動向

このコラムでも以前に紹介しましたが、2015年1月1日よりアンチドーピング規定の一部が変更となりました。主な変更点は次のとおりです。今一度、確認しておきましょう。

①ドーピング防止規則違反が8項目から10項目へ

ドーピング防止規則違反が今までの8項目から10項目となります。新しく加わった2項目は、「サポートスタッフの意図的共犯」「違反の前歴があるサポートスタッフの雇用」です。選手のみならずスタッフの行為も選手本人が厳しく罰せられることとなりますので、選手自身よく自覚して行動をしてください。

②居場所情報義務違反の累積期間が18ヶ月から12ヶ月に短縮

居場所情報義務違反の累積期間が18ヶ月から12ヶ月に短縮されました。今まで居場所情報義務違反が18ヶ月間で、累積3回で違反となっていましたが、12ヶ月に短縮されますので、注意が必要です。また60分枠は5:00am~23:00pmに変更となっています。

③資格停止期間が2年間から4年間へ

制裁では意図的な違反の厳罰化と例外的事情の柔軟化が行われ、標準の資格停止期間が2年間から4年間に厳しくなります。また例外的事情(うっかりドーピング等)への柔軟化な対応も同時に実施されます。

④満20歳になるまで、親権者からの「同意書」が必要

2015年世界アンチドーピング規程「未成年」の規定は、「18歳未満」となっています。しかし日本の法律上、「未成年」は「20歳未満」となりますので、競技会に参加し、ドーピング・コントロール(一連のドーピング検査に係ること)の対象となることについて満20歳になるまで、親権者からの「同意書」を得ることになっています。